

これからの市民活動センターに求められる役割について  
(答申)

令和7年3月

静岡市市民活動促進協議会

## 目次

1	はじめに	…02P
2	市民活動センターの概要	
	（1）静岡市に市民活動センターが設置された経緯	…03P
	（2）第4次静岡市市民活動促進基本計画での位置づけ	…03P
	（3）市民活動センターの施設概要	…04P
	（4）市民活動センターの利用状況	…04P
3	現状認識	
	（1）市民活動の多様化	…06P
	（2）市民活動センターに定着した機能と求められる機能	…07P
	（3）長期的な視点	…08P
4	これからの市民活動センターに求められる役割について	
	基本的な考え	…09P
	求められる役割	
	（1）あらゆる主体の参画を促すこと	…09P
	（2）市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること	…10P
	（3）社会課題等を「見える化」すること	…11P
5	市民活動センター設置運営の枠組みについて	
	（1）施設の設置に関することについて	…12P
	（2）管理のための枠組みについて	…12P
6	委員からのコメント	…14P
7	資料	
	委員名簿	…18P
	会議開催概要	…19P
	諮問書の写し	…20P
	静岡市市民活動の促進に関する条例（協議会の設置根拠／所掌）	…21P

## 1 はじめに

静岡市は、市民活動を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センター条例に基づき市内2か所に市民活動センターを設置しています。

市民活動センターは、設置されて以降、市民活動を行う市民の活動拠点、相談場所として、団体の立ち上げや組織基盤づくりの支援に丁寧に対応してきました。その結果、静岡市を所轄庁とする特定非営利活動法人（NPO法人）は、令和7年1月現在、332法人が活動しています。

また、講座やイベントを通じて市民が市民活動に触れ、楽しむきっかけづくりや、市民活動団体同士の交流、連携のネットワークの創出等、静岡市における市民活動促進施策の担い手として、大きな役割を果たしてきました。

一方で、それぞれのセンターが開設から10年以上経過し、その間に社会を取り巻く状況の変化とともに、「市民活動」の形も変わりつつあります。

今回、静岡市が令和5年3月に策定した、第4次静岡市市民活動促進基本計画の目指す姿である「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」の実現に向け、社会の変化を踏まえた、市民活動センターの未来の姿を描くため、「これからの市民活動センターに求められる役割」について、当協議会へ諮問がありました。

これを受け、本協議会では、6回にわたる協議会での議論や勉強会の開催、他都市事例の研究等を通じ、検討を重ねて参りました。

その結果について次のとおり答申いたします。

## 2 市民活動センターの概要

### (1) 静岡市に市民活動センターが設置された経緯

平成7年の阪神淡路大震災における市民ボランティアの活躍、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行等により、様々な社会課題に対して行政だけではなく、市民による自発的、主体的な活動や、行政との協働によって解決を図ろうとする気運が高まっていました。

このような社会情勢の中、旧静岡市では、平成14年に市民活動団体や行政等で構成する「市民活動懇話会」の開催や「市民活動基本指針」の策定がなされました。同年、旧清水市ではJR清水駅前に「清水NPO・ボランティア市民センター」が開設されました。

平成15年に旧静岡市と旧清水市が合併し新静岡市となり、新静岡市の総合計画に旧市域に1ヶ所ずつ市民活動の拠点となるセンターを設置する旨明記されました。

旧清水市域では、「清水NPO・ボランティア市民センター」がJR清水駅前の再開発を機に、現在の清水区港町に移転するとともに、平成18年に「清水市民活動センター」として開設されました。旧静岡市区域では、旧一番町小学校の跡地の有効活用策として市民活動センター一案が採用され、平成21年に「番町市民活動センター」として開設されました。

### (2) 第4次静岡市市民活動促進基本計画での位置づけ

静岡市では、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、市民活動の促進の基本となる計画である市民活動促進基本計画を策定しています。

令和5年3月に策定された第4次静岡市市民活動促進基本計画では、今まで以上に市民活動が市民の皆さんの身近なものとなるように、日常生活の中で、市民の皆さんが自然に支え合い、さまざまな形でかかわりを持てる市民活動をより大事にしていくという視点で「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」という「目指す姿」が設定されています。

「目指す姿」の実現のため、計画では「触れる・楽しむ」、「動き出す」、「創る・実現する」、「つながる、変わる」の4つの施策の柱が設定されています。

市民活動センターの業務は、これらのうちの特定の柱に位置付けられるものではなく、市民の皆さんが市民活動に触れるきっかけとなる講座やイベントの開催、市民活動の立ち上げや基盤づくりを支える相談業務、事務ブース等の提供、市民活動団体同士の協働のコーディネート等、4つの柱に横断的に関係しており、同計画の推進を図るうえで重要な位置を占めています。

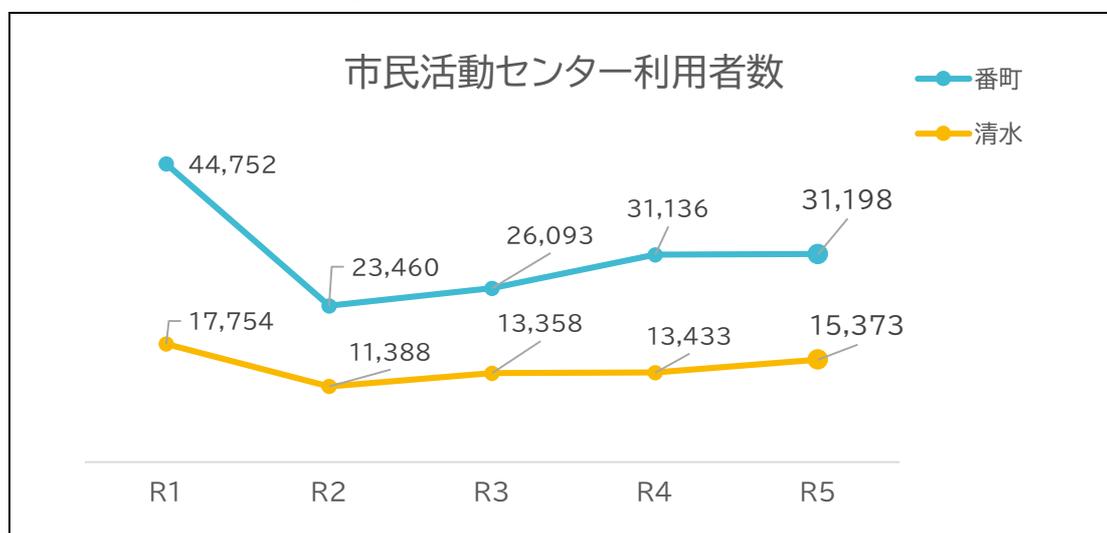
### (3) 市民活動センターの施設概要

名称	静岡市清水市民活動センター	静岡市番町市民活動センター
位置	静岡市清水区港町二丁目1番1号	静岡市葵区一番町50番地
規模	R C造地上13階建ての2階/ 延床面積472.6㎡(うち専有386.3㎡)	R C造地上4階建ての1階一部及び 2階/延床面積1,386.38㎡
隣接 施設	教育支援センター「はばたく教室」 (市青少年育成課所管)	特別支援教育センター (市学校教育課所管)
駐車場	9台(うち、5台分は民間Pを借用)	20台(特別支援教育センターと共用)
駐輪場	18台	14台(特別支援教育センターと共用)
施設 内容	オープンスペース、情報コーナー、会議 室、事務ブース、貸ロッカー、メールボ ックス、印刷作業室等	オープンスペース、情報コーナー、会議 室、事務ブース、貸事務室、貸ロッカー、 メールボックス、印刷作業室、託児室等

### (4) 市民活動センターの利用状況

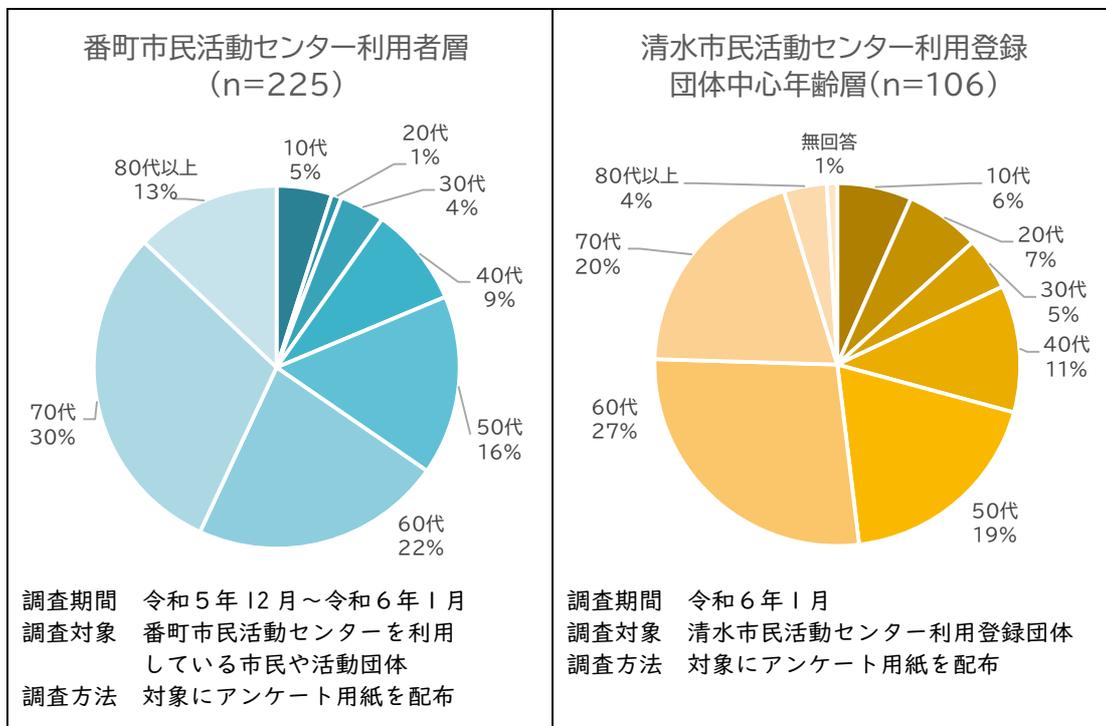
#### ア 利用者数

新型コロナウイルスの流行は、市民活動センターの利用者数に大きな影響を及ぼしました。令和3年度以降は回復しつつありますが、流行前の数値には戻っていません。



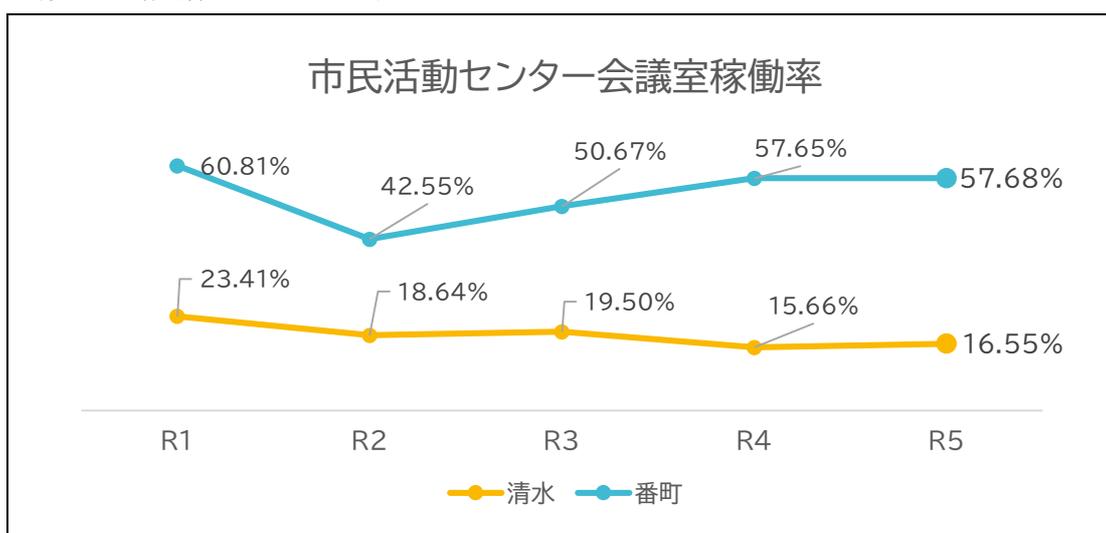
## イ 利用者の年代

各センターが実施したアンケートによると、両センターとも60代以上の利用者が半数を占めていることが分かります。



## ウ 会議室稼働率

会議室の稼働率は、特に番町市民活動センターにおいて、新型コロナウイルスの影響により落ち込みましたが、現在は持ち直しつつあります。一方、清水市民活動センターは徐々に減少傾向にあります。



### 3 現状認識

これからの市民活動センターに求められる役割を検討するにあたり、市民活動センターをとりまく全国的な状況を踏まえて現状について確認します。

#### (1) 市民活動の多様化

##### ア 多様化する活動形態

平成10年のNPO法の制定以降、NPO法人の法人認証数は増加してきましたが、全国的には平成30年度、本市においては令和元年度から減少に転じています。現在、非営利の活動を行う法人は、一般社団法人や一般財団法人、労働者協同組合等の制度があり、活動に応じた選択肢が複数用意されています。

近年は、法人格を持たない、いわゆる任意団体や、個人又は少人数によるプロジェクトベースでの活動等もあり、市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。

企業でも、CSRの取組として社会貢献活動や、従業員のボランティア活動が奨励され、地域課題解決の主体として、行政や市民活動団体と連携をしながら取り組んでいる例もあります。

また、高校生や大学生が授業や部活、サークル活動やゼミ等を通じて地域活動を立ち上げたり、参加したりするケースもあります。

このように、様々な形態が存在していることを前提に、特定の枠組みにとらわれることなく施策を考えていく必要があります。

##### イ 市民活動センターがアプローチする対象

番町市民活動センター、清水市民活動センターとも、利用者層は60代以上が主で10代～30代の層は相対的に少ない割合となっています。

一方で、市内において10代～30代の世代が取り組む市民活動が少ないかという点、そうではなく、まちの魅力づくりやエリアマネジメント、国際協力や学習支援等、様々な分野において活動が活発に行われ、両市民活動センターにおいても、こうした活動とも連携協力を図りながら、若者へのアプローチに取り組んでいます。

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまちを目指していくためにも、市民活動センターは、若者に限らず、障がいのある方や外国につながる方など、様々な立場の人たちとの接点を、これまで以上に作っていく必要があります。

また各センターとも、積極的に外部とのかかわりを持ち、多様な活動を支援するべくはたらきかけを行っているところですが、市民活動センターの指定管理業務協定書からは「市民活動センターに足を運ぶ人」を主な行政サービスの対象としているようにも見受

けられ、こうしたセンターのアウトリーチの活動が十分に評価されにくい構造となっています。

#### ウ 市民活動センターによる支援のアプローチ

静岡市において市民活動センターが開設した時代は、NPO 法施行から約 10 年が経過し、NPO 法人が続々と設立されていた頃です。

そうした社会からの要請に応じて、センターには法人化のための相談や、団体としての組織基盤の強化、団体運営のノウハウ等を提供するための機能が取り入れられました。貸事務室やブースといった施設も、新たに立ち上げられた市民活動団体の活動が安定・定着することを目的としていたものと思われます。

現在も、市民活動センターの指定管理業務協定書には、「特定非営利活動促進法に基づく事務手続の相談」や、「市民活動団体の運営能力の向上や活動基盤を強化するための『人材・団体育成講座』を実施する」等の規定があり、主に立ち上げ期の市民活動団体を対象とした取組を想定しているように見受けられます。

繰り返しになりますが、市民活動の形態は多様化し、市民活動センターがアプローチする対象も変化しています。それにより市民活動センターに対して求められる支援の質も変化し、また、細分化されていることから、支援のアプローチも変わってきています。

## (2) 市民活動センターに定着した機能と求められる機能

### ア 全国的な状況

令和 5 年に認定 NPO 法人日本 NPO センターが実施した、NPO 支援センター実態調査によると、全国の NPO 支援センターは 363 施設あります。<sup>1</sup>

全国の NPO 支援センターは、2002 年（平成 14 年）から 2006 年（平成 18 年）に全国へ広がっているとされており、当時広がった施設では、全国でも先駆けとなった神奈川県や仙台市で設置された時に備わっていた「会議、イベント用の貸室、印刷機等のある作業スペース、レターケース、ロッカー、貸事務室等のハードから、情報コーナーや相談窓口、組織マネジメントや会計等に関する各種の講座、セミナーなどのソフト事業」が踏襲されました。これらは「仙台モデル」と呼ばれ、見本のように各地に広がり定着し、また、公設民営型の市民活動センターの多くが事業委託から指定管理者制度へ移行していきます。

<sup>2</sup>

本来、中間支援は、その対象となる地域や人口規模等に合わせて多様であるはずですが、マニュアルのように一般化、定着化されたことで、民間運営の独自性が発揮されにくく、また、行政による基盤整備が優先され、運営における行政との協働のプロセスや、中

<sup>1</sup> 「NPO 支援センター実態調査回答結果【支援施設】」（認定特定非営利活動法人日本 NPO センター／2023 年／<https://www.jnpoc.ne.jp> から取得）

<sup>2</sup> 「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024 年／学芸出版社）

間支援機能の多様性が失われ、「中間支援機能の硬直化」とも指摘されます<sup>3</sup>。

#### イ 静岡市の状況

「(1) 市民活動の多様化」で述べたとおり、市民活動への支援には多角的なアプローチが必要となってきたなかで、センターがどれだけ多様な支援力を持てるかが重要な要素です。

こうした状況の中でも、静岡市の各市民活動センターではアウトリーチや多様な活動への支援等も積極的に進めています。しかしながら、現在の指定管理業務協定書に規定される各業務は、どうしても施設をベースとした内容に比重が置かれ、それが定着化することで、多様な手法によるアプローチが求められる現在の状況とギャップが生じるなど、市がセンターに求める水準（指定管理業務協定書や仕様書）も「硬直化」しつつあるのではないのでしょうか。

### (3) 長期的な視点

今回のように、社会の変化に応じて役割の見直しを行うことは重要ですが、大規模災害や感染症の流行、不安定な国際情勢といった不確実性の高まりや、AIをはじめとした技術の普及やグローバル化の進展等による、変化スピードの加速等を背景に、社会の動きと行政の見直しスパンの時期がかみ合わなくなりつつあります。

市民活動センターの運営は、今まで以上に変化に対して柔軟に改善、見直しが可能な仕組みが求められます。

---

<sup>3</sup> 「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024年／学芸出版社）

## 4 これからの市民活動センターに求められる役割について

現状を踏まえて、これからの市民活動センターに求められる役割について、下記のとおり「基本的な考え」と「求められる役割」を述べます。

市民活動センターの運営にあたり、共通認識として意識すべきことを「基本的な考え」とし、「求められる役割」とは、具体的な役割を指しています。

静岡市は、施設の運営にあたり、こうした点を踏まえて方向性を定めることを期待します。

### 基本的な考え

- ・市民活動センター条例に掲げる「市民活動を促進することによる活力ある地域社会の実現」を果たすため、直接的に施設を利用する市民だけでなく、静岡市民全体を対象に、市民活動を促す取組を行っていくこと。
- ・しかしながら、市民活動センターが全てを担う必要はなく、市内における民間の中間支援団体や、他の様々な機関や施設とともに、異なるセクター、地域等を横断した協働を実施し、市民活動センターは、公の施設だからこそ担える部分に焦点をあて、注力していくこと。

### 求められる役割

#### (1) あらゆる主体の参画を促すこと

##### ア 市民と行政との仲介役となること

静岡市の市民活動センターは、静岡市が設置し、指定管理者制度を用いて、民間による運営が行われる「公設民営型」のセンターです。市の施設であるという特性を活かし、市の全庁的な取組と連動して、担当部署である市民自治推進課だけではなく、市役所内の様々な部署とつながることで、幅広い社会課題をカバーし、行政と市民活動との仲介役となることが期待されます。

##### イ 参加と協働を促すこと

前述のとおり市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。「市民活動性」は、市民活動団体だけではなく、個人や企業等もそれぞれが備えており、そうした観点からすると、市民活動団体の基盤を整えるための支援だけではなく、地縁団体との関わりや企業、教育機関等との繋がり、若者や外国につながる方への働きかけ等、「参加の仕組み」を整え、多様な主体が参画する「協働」を促していく

ことが重要であると考えます。

「活動を通じた社会的課題の解決」ばかりでなく、「面白そう、楽しそう」、「自身の社会経験や成長につながるため」といった動機がきっかけとなる場合もあります。市民にとって一歩を踏み出しやすい取組を考えていく必要があるでしょう。

## (2) 市民活動支援の豊かなバリエーションを持っていること

### ア 対象に応じたアプローチができること

市民活動が多様化する中で、支援の方法が一様なものになれば、支援の対象となる層も絞られ、結果的に限られたメンバーのコミュニティになってしまう可能性があります。活動形態や活動の段階に応じて、幅広く柔軟な支援ができる体制をつくることが重要です。

センターの「場」としてのニーズも引き続き存在するものの、他の公共施設や大学、民間のシェアスペース、あるいはインターネット上など、現在は様々な拠点や交流の場が存在し、活動のフィールドも多様化しています。「場」とは異なる支援力を更に高め、対象に応じた価値を提供することが求められています。

### イ 「団体」ではなく、「アクション」を応援すること

指定管理業務協定書からは、センターの支援対象（利用者の想定）は、市民活動に取り組む「団体」であることが念頭にあるように見受けられます。多様な活動形態があるなかで、「団体」に拘ることなく、社会を変えようとする「動き」や「活動」等のアクションをサポートするという視点に立つことが、必要だと考えます。

### ウ アウトリーチによる支援ができること

情報コーナーや専門書籍等の閲覧、相談窓口の対応、施設の提供等を行うことは、センターの「拠点」としての強みを活かした取組であり、人や情報の交流拠点としての機能を期待されているものと考えます。一方、今日では、通信インフラの充実やデジタルサービスの拡大、普及に伴って、データ流通量は増大しており、インターネットから多くの情報が収集できる社会になりました。

情報提供の方法や相談対応について、利用者や相談者等が来るのを待っているというスタイルではなく、情報や支援が必要な人を見つけ、届けることや、地域を歩き回ることによって課題を見つけ、そこから様々な市民や団体との関係性をつくり、繋いでいける体制が重要であると考えます。

同時にアウトリーチによる支援を通じて、潜在的なニーズや社会がこの先必要としていることを把握し、支援に反映させていくという視点も重要です。

そのためには、施設管理の視点は持ちつつも、センターのスタッフが活動の場に出向いていける機会を増やせるような仕様とすることが必要ではないでしょうか。

### (3) 社会課題等を「見える化」すること

#### ア 当事者意識の形成に取り組むこと

情報提供や相談対応等を通じて、市民が動き出すための働きかけを行っていくこともセンターの重要な役割であると考えます。

活動に取り組んでいる市民への支援だけではなく、アウトリーチ等による様々な市民との対話を通じ、次の市民活動につながる社会課題や地域の魅力等を見出し、市民活動を促進するきっかけを生み出すような取組もまた、必要だと考えます。その際、センターだけで取り組むのではなく、専門的な視点も踏まえて対応していくため、各分野の相談機関等と連携していくという認識を持って取り組んでいただきたいと思います。

## 5 市民活動センター設置運営の枠組みについて

「これからの市民活動センターに求められる役割」について、これまでは施設の運営内容に関することを中心に述べてきましたが、この章では、施設の設置そのものに関することや、管理のための枠組みに関して、検討すべきことを示します。

### (1) 施設の設置に関することについて

静岡市は、センターを設置する者の責務としての運営理念や方針を定め、それに基づいた運営について評価していくべきだと考えます。市の職員は人事異動等がある関係上、1人の担当者が長期間市民活動促進業務に携わることが難しいことから、理念やノウハウ等を確実に継承できる仕組みを整えていただきたいと思います。

現在、センターは市内に2か所設置されています。それぞれ別の団体が指定管理者となっていることで、各センターで特色をもった運営がされています。旧静岡市域と旧清水市域に設置されていますが、エリアを対象に運営されているわけではなく、利用者も目的に応じてセンターを使い分けるなど、その特色が活かされています。これまで述べたようにセンターに求められる役割は多岐にわたることから、引き続き特色のある運営を継続してほしいと願います。また2つのセンターの違いをより明確にしていくことも検討の余地があると考えます。

施設の名称は、その施設の特性を表す重要な要素です。役割や機能が変化するのであれば、施設の名称についても、その役割に応じたものとなるよう検討が必要ではないでしょうか。

市民活動センターにおける、現在の指定管理業務の成果指標は、「利用者満足度」となっていますが、満足度のみで市民活動が促進されているか判断することは難しいでしょう。例えば、市民活動と行政、企業等による協働が始まった件数や、センターからの働きかけによって活動が生まれた件数等、複合的な指標を組み合わせることで、市全体の市民活動の促進に寄与していることを評価いただきたく思います。併せて、数値で表しきれない質的な要素も評価の対象となるよう考慮をお願いします。

### (2) 管理のための枠組みについて

現在の運営手法として採用されている指定管理者制度は、「広く民間の視点、手法を取り入れることで、市民ニーズに対応した事業の実施など市民サービスの向上や、コストの削減が可能になる」ことや「市民参画、協働など分権型社会の進展にも寄与する」<sup>4</sup>ことを期待されています。

<sup>4</sup> 静岡市 web サイト (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/s004152.html>) 2024.9.26 取得

指定管理者制度は、指定管理者の創意工夫を期待していることから、指定管理業務協定書（仕様書）で業務内容を事細かに定めすぎてしまうと、一様な業務内容となり、柔軟な対応を阻害することになります。指定管理者の努力や工夫が発揮される仕組みを検討いただきたく思います。

また、よりよい運営を行うためには、指定管理者が感じ取った現場の変化を柔軟に事業内容に反映する等、変化に対して自発的に対応できるような仕組みも重要です。市と指定管理者がセンターの運営方針や目標設定の段階から一緒に考えていく等、協働による運営の土台づくりを行っていく必要があると考えます。

あわせて、こうした市民活動センターに求められる役割を実現するために、業務の内容や求める水準に応じた適正な予算の確保と体制の整備を求めます。

---

#### 参考文献

「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」（櫻井常矢 編著／2024年／学芸出版社）

「協力のテクノロジー 関係者の相利をはかるマネジメント」

（松原明・大社充 著／2022年／学芸出版社）

「NPO とは何か」（宮垣元 著／2024年／中公新書）

「令和5年版 情報通信白書」（総務省／2023年）

「NPO 支援センター実態調査回答結果【支援施設】」（認定特定非営利活動法人日本NPOセンター／2023年／<https://www.jnpoc.ne.jp> から取得）

## 6 各委員からのコメント（五十音順に掲載）

（大谷 誠 委員）

長らく地縁組織の地域自治会の役員を担ってきたが、最近の組織率は低迷し、地域コミュニティは停滞している。一方の社会関係資本であるNPOの現状はどうなっているのか興味があって第9期委員に応募した。今までの感想として、人口減少社会の到来等環境の変化によって、社会が対応しきれない課題は増加している。自治体が、条例でNPOの中間支援組織を立ち上げ、社会課題の解決を図ろうとするもニーズの多様化もあってハード面だけの整備では追いつかなくなった。本答申では2つの市民活動センターに求められる役割として、様々な主体との協働や多様な支援力としてアウトリーチ支援が盛り込まれたが、これが奏功すればと思う。

（小笠原 安佑 委員）

今回、お声掛けいただき、初めて参加させていただきました。まだまだ至らない点が多く、若者としての視点から積極的に発言することはできませんでしたが、協議会でのお話を聞くだけでも非常に勉強になり、貴重な時間と経験を得ることができました。これまで、自分が市民活動をしているという意識はなく、協議会の存在についても知りませんでした。しかし、参加を通して、静岡市が市民活動に対して丁寧に取り組み、活動者である私たち市民同士が意見交換をしていることに驚き、感動しました。おそらく、多くの若者も私と同じように市民活動をしている認識はなく、ただ社会や目の前の人のために活動しているのではないかと思います。市民活動がより活発になり、それぞれが自分らしく活動することで、豊かなつながりが生まれ、自然と活気あふれる、そんな静岡市になればいいなと思っています。

（加藤 伶奈 委員）

私は、自身のこれまでのボランティア活動経験や若者の観点から、今回協議会へ参加させていただきました。他委員の活動現場での生の声やそれぞれの立場から見える視点、意見を伺うことで学ばせていただくことが多く、“市民活動”を考えることは私にとって容易なことではありませんでした。しかしながら、どのような状態であれば、市民の皆さんがより参加しやすく、より活動しやすくなるのか、協議を重ねていくことで、いかにそれぞれのセンターが今まで工夫をしてきていたのかがよく分かりました。そして、今後のセンターの役割について検討できたことは、静岡市にとってとても重要な議題だったと感じます。社会の変化に合わせながら、多くの市民が自然と輝ける「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」が実現できる静岡市になることを願っています。

(川村 栄司 委員)

答申を議論する中で私は番町市民活動センターに出向きスタッフの方々と話しました。その結果、広範な取り組みをされていることが分かりました。また若者が様々な活動に取り組む場合、そこに市民活動という言葉を意識していないものがある事を感じていました。数値化できない活動が多い上に、センターの行動基準的なもの自体もしばしば変化を求められる事が当協議会での議論の視点のひとつでもありました。自然災害や社会課題など差し迫った状況において人々が助け合う様を私たちは目にしてきました。それが平時を含め発揮される「できることをできる人が行う」市民活動の源泉で、「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」でもあるでしょう。答申にはセンターがネットワークを広げ、ハブになり、社会課題に市民や行政が取り組むことを期待する表現が盛り込まれました。「楽しさ」も重要です。市民活動センターが今以上に市民活動の拠り所になることを願っています。

(川村 美智 委員)

今期の協議会は、自分が関わる活動と重ねて見てしまう作業でもあった。指定管理者として市の施設の管理運営を担う NPO 法人の一員であり、自治会役員であり、ささやかながらボランティア活動にも参加する身だ。答申に示されたように市民活動の形態は多様化し、従来の発想を超えた豊かな支援のバリエーションが求められている。その上、指定管理者制度の施行から 20 年余りが経ち、施設設備の老朽化、物価や人件費の上昇、財政難などいわばハード面の難問が押し寄せる。センターを運営する苦労は想像に難しくなく、市民活動への参加を促す難しさも痛感している。さまざまに寄せられる「無理な注文」を無理でなくすにはどうしたらよいか。率直な意見が飛び交って深い議論に進んだ場面が心に残る。提案には、市との協働のあり方を含めて未来志向の方策が盛り込まれたと思う。他都市の中間支援の事例や参考文献など学ぶ機会を設けて下さった事務局にも深く感謝したい。

(北川 浩孝 委員)

協議会を通じて、市民活動センターに求められる機能が、社会情勢の変化やニーズの多様化により多岐にわたり、これまでのような情報提供や相談業務により市民活動に関する情報やニーズを最前線で収集・提供することに加えて、これからは必要などころに支援や情報を届けるアウトリーチの重要性、また情勢やニーズの変化に柔軟に適応できる制度と運用について再確認することができました。今後は市民活動センターが多様な活動を推進する中で、担当する行政部局も多岐にわたるものとなり、行政と市民を繋ぐプラットフォーム的な役割に成長していくことに思いを馳せ、委員の皆さんとは意見交換をさせていただきました。このような貴重な経験をさせていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

(木下 聡 委員)

本答申は「市民活動センター」がテーマとなっており、現在まさに全国的にその存在の捉え直しの気運が高まっている「中間支援組織」の議論と重なっていたため、とてもタイムリーでした。反面、論点も様々に提示されている中で、全国的な中間支援組織のあるべき論の議論の推移と、静岡市特有のこれまでの経緯、市内2拠点個別運営、公設民営などの論点を整理する難しさもあったと思います。そうした中で、個人的には自分の現状認識、理想像などをもとに自由に発言させていただきました。許容してくださった会長、副会長はじめ、ご一緒した委員の皆さま並びに事務局の方々に感謝申し上げます。社会が目まぐるしく変化する中で、市民活動として普遍であるべきポイントと、変化に対応できる体制構築の両立は容易なことではないと思いますが、指定管理者の創意工夫と、恒常的な行政との対話を通じて魅力的な公設民営のセンター運営が実施されることを期待しております。

(田中 志保 委員)

私がひとり親支援団体を立ち上げてから今年度がちょうど10年目であったことから、団体の歩みと市民活動センターとの関わり方を思い出しながら、協議に参加しました。受益者のニーズに合わせ少しずつ事業を増やし、仲間を増やし、市民に認識されるようになった今はうちの団体も市民活動団体だと言えますが、発足当時はその表現がとても大きく感じ、違和感がありました。当時の私と同じように「自分たちの活動が市民活動である」と認識せずに、市民活動に取り組んでいる人たちはたくさんいると思います。市民活動の多様化に伴い、市民活動センターに求められる役割はもちろん、便利に利用してきた「市民活動」という言葉もアップデートする時期にきているのかもしれない。

(殿岡 明弘 委員)

市民活動センターそのものがわかりにくいところが問題で、理解していない自分に反省しながら参加していました。しかし、主体の連携促進や情報共有を発展する場として市民活動センターの必要性は参加するごとに高まりました。今回の答申は学校関係者や自治会、民間団体など今後の理念として共有したい内容です。是非多くの市民に広げたい。静岡市職員の意識改革から行動変容を心掛ける変化を期待し、今後は今以上に行政と一緒に考え行動しやすい環境にならないと世の中変わらないんじゃないかと思います。このような協議会がもっと多く開催し、首都圏や地方にいる若者が静岡市に帰ってきて、静岡市のモヤモヤした問題を市の職員と熱く議論する機会が増えれば、期待するだけでなく自ら行動する市民が増え、もっと良くなると思いました。

(久野 貴子 委員)

「思ったのと言わなかったら、思っていないのと同じ」いない存在にされないために声をあげることは、公募委員への応募動機のひとつ。「アウトリーチ」「硬直化」「中間支援」一般的には耳慣れない言葉が飛び交う協議会で、素直な思いを口に出す。どんな意見も温かく受け止めご意見くださる会長をはじめとする、市民活動を支える諸先輩方とともに協議を重ね、急速に変化する未来を見据えた新たな市民活動センターの理想が生まれた。忘れもしない。所属するサークルでの初めての「アウトリーチ」活動の場に、ひとりの少年が現れた日のことを。この少年の好奇心がバタフライエフェクトとなり、「硬直化」していたサークルは活動の幅を広げ、私は市民活動の世界へと導かれ、悶々としていた日常が一変した。当時小学2年生だった少年の「中間支援」に救われたのだ。感謝の言葉もない。「ペイフォワード」それもまた、応募動機のひとつ。一人ひとり是非力かもしれないが、決して無力ではない。だからこそ市民活動はある。

(山岡 義卓 委員)

協議会にはさまざまな場で市民活動に関わりをもつ多様なメンバーに参加いただいています。この度の諮問は市民活動センターという特定の施設に関するもので、その施設を利用あるいは関わる機会が少ない人には議論しにくいテーマです。そこで、今回はいつものように、意見をもちよるだけでなく、市内にとどまらず全国の状況や市外の活動を参照するなどして、学びの時間も十分にとりながら視野を広げて議論を重ねてきました。このようなプロセスを経て完成した本答申の中心的なメッセージは、市民活動を取りまく社会状況が変わればセンターに求められる役割も変わっていくということです。他方で協働的な運営や質的評価の必要性等、普遍的に必要な要素も確認しました。ここに至るまで、充実した議論ができたことに感謝いたします。本答申が今後のセンターの活動にいかされ、市民活動の促進に貢献することを期待いたします。

(山本 由加 委員)

初めて本協議会委員を拝命してから10年。静岡市に完全に定着した市民活動センターの姿を改めて問う難しい協議でしたが、私の知る限り最も豊かな議論となった2年間でした。様々な背景やご経験を持つ委員のみなさまは市民活動に対するイメージや言語も様々で、それは静岡市民68万人の映し鏡なのだと思います。ただ不思議と「未来への願い」については当初からみなさまが同じところを指していたように思います。回を重ねるごとに個々人の発言の理由が紐解かれ、「願い」が研ぎ澄まされたものになっていくプロセスこそ「市民活動」だと思いました。積極性と敬意の上で意見を紡いで下さった今期の協議会委員のみなさまを心からご尊敬申し上げます。そして、このプロセスを全力で支え答申に反映して下さった事務局に深く感謝申し上げます。この場に参加できましたことを誇りに思います。

## 7 資料

### 静岡市市民活動促進協議会（第9期）委員名簿

氏名	所属	備考
大谷 誠	公募委員	
大村 達也	静岡ガス株式会社 静岡支社	任期 R7.1.1~R7.6.30
小笠原 安佑	一般社団法人静岡学習支援ネットワーク	
加藤 伶奈	グループ・しみず	
川村 栄司	公募委員	
川村 美智	NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか	
北川 浩孝	静岡ガス株式会社 静岡支社	任期 R5.7.1~R6.12.31
木下 聡	一般社団法人グリーンパークあさはた	
田中 志保	Single Parent 101	任期 R5.7.1~R7.1.31
殿岡 明弘	公募委員	
久野 貴子	公募委員	
山岡 義卓	神奈川大学 経営学部 国際経営学科	会長
山本 由加	静岡市社会教育委員	副会長

(敬称略・五十音順)

静岡市市民活動促進協議会（第9期）会議概要

開催時期		協議内容等
第1回	令和5年 12月14日	(1) 諮問 (2) 静岡市の市民活動促進施策について (3) 意見交換
第2回	令和6年 2月21日	(1) 第1回協議会の振り返り及び意見交換 (2) 第3回協議会に向けて
第3回	令和6年 3月18日	(1) 市民活動センターの運営経験をお持ちの方の講演 ア NPO法人アクションポート横浜 代表理事 高城 芳之 様 イ 菊川市市民協働センター センター長 笠原 活世 様 (2) 質問・意見交換
第4回	令和6年 7月3日	(1) 答申案の検討 ア 「基本的な考え方」について イ 「基本的な考え方」を実現するためのセンターの役割（事業の方針）について
第5回	令和6年 10月10日	(1) 答申案の検討 ア 「3 現状認識」 イ 「4 これからの市民活動センターに求められる役割について」 ウ 「5 市民活動センター設置運営の枠組みについて」
第6回	令和6年 12月25日	(1) 答申案の検討 ア 答申案の最終確認 (2) 答申の内容に関する具体的な取組についての意見交換 ア アウトリーチについて イ 市民活動センターの運営に係る質的評価について
第7回	令和7年 3月13日	(1) 答申

諮問書の写し

05 静市市第 2712 号

令和 5 年 12 月 14 日

静岡市市民活動促進協議会会長 様

静岡市長 難波 喬司

(市民局市民自治推進課)



### 諮 問 書

静岡市市民活動の促進に関する条例(平成 19 年 3 月 20 日静岡市条例第 13 号)  
第 10 条第 1 項の規定により、下記事項について諮問します。

#### 記

- 1 これからの市民活動センターに求められる役割

○静岡市市民活動の促進に関する条例

平成 19 年 3 月 20 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動  
ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

(市民活動の基本理念)

第 3 条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

(2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。

(3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参

画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。

(4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。

(2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。

(3) 市民相互及び市民と市間の理解を深めるものであること。

(4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

(市民及び市の責務)

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

3 市民及び市は、市民相互及び市民と市間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合っ  
て行う事業（以下「協働事業」という。）の創出に努めなければならない。

2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

- (2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項
- 3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。
  - (2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。
  - (3) 協働事業の促進に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項
- 4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 協働事業の促進に関すること。
- (2) 基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項

(組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 市民活動団体に所属している者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(平26条例139・一部改正)

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日条例第139号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

静岡市市民活動促進協議会

これからの市民活動センターに求められる役割について（答申）

令和7年3月

■お問い合わせ■

静岡市市民活動促進協議会事務局

（静岡市市民局市民自治推進課）

電話 054-221-1372